

自転車安全利用促進特別委員会記録

- 1 日 時 令和2年10月19日（月曜日）
- 開 会 午後 1時38分
閉 会 午後 3時12分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 10人
- | | |
|------|---------|
| 委員長 | 鋪 田 博 紀 |
| 副委員長 | 松 井 桂 将 |
| 委 員 | 松 井 邦 人 |
| // | 金 谷 幸 則 |
| // | 高 田 真 里 |
| // | 東 篤 |
| // | 小 西 直 樹 |
| // | 橋 本 雅 雄 |
| // | 横 野 昭 |
| // | 村 上 和 久 |
- 4 欠席委員 1人
- | | |
|-----|---------|
| 委 員 | 高 田 重 信 |
|-----|---------|

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	浦野 弘司
議会事務局次長	福原 武
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主事	北山 栞

6 会議の概要

委員長 それでは、皆さんおそろいですので、ただいまから自転車安全利用促進特別委員会を開会いたします。

高田 重信委員から、都合により欠席するとの連絡がありましたので、御報告いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に、高田 真里委員、橋本委員を指名いたします。

本日の協議事項は、富山市自転車安全・安心利用促進条例（案）についてであります。

前回の本委員会において、条例（案）の各条項について意見交換を行いました。

その中で、第2章の内容については、各会派において一度持ち帰って検討いただくことになっておりました。

また、正・副委員長において修正案を作成することとした事項については、修正後の新旧対照表及び変更理由を委員の皆さんに事前にお配りしております。

なお、事前に配付しました資料につきまして、修正がございます。お手元の新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表のうち、前回の委員会で協議いたしました第1条（目的）の4行目、被害者の保護を救済とする点について、配付させていただいた対照表は修正が漏れておりました。おわびいたします。

また、第3条（基本理念）第2項の表記を適切なものに修正させていただきました。

まず、第1条が救済になっておりますことを御確認ください。それから、第3条（基本理念）第2項ですが、日本語として回りくどい言い方になっていたので、適切なものに修正させていただきました。具体には、「自転車が車両であり、交通の危険を生じさせる恐れのあるものであることを認識して」というふうに下線部を修正させていただきます。

さらに、変更理由についても修正が反映されていなかったところがあります。第1条（目的）の案1、案2について、前回、「市民等」ではなく「市民」というふうにさせていただいておりましたが、市民等の「等」がまだ残っておりました。

以上、新旧対照表と変更理由を修正し、机上に配付させていただいております。御確認ください。

それでは、まず正・副委員長修正案について、私のほうから御説明をさせていただきます。

新旧対照表と変更理由を比較しながら確認をお願いしたいと思います。なお、両論があったところについては、そのように表記してありますので、後で議論をしていただきたいと思います。

まず、第1条（目的）であります。自転車の利用者を明記いたしました。2行目、「市、自転車利用者、市民及び事業者の責務を明らかにし」となっております。

それから、それぞれの義務規定を考慮し、「役割」とされていたものを「責務」といたしました。「役割を明らかにし」から「責務を明らかにし」に変えさせていただきました。

それから、ここは議論があったところかと思いますが、最後から2行目、「安全な利用を促進し」の後について、案を2つ御提示させていただきます。

案1は、広く目指すべき社会などを目的として記載する場合、「もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする」という表現になろうかと思いますが。

それから、安全確保を目的に明記する場合—具体には、この後の各条項がそのようになっておりますが—「もって市民の交通の安全確保に資することを目的とする」ということで、

案2を示させていただきます。

方向性としては同じなのですが、さらに踏み込んで、地域社会の実現ということまで書き込むのか、この条例の各条項にある程度合った形で、交通安全に限定して書くのかということになるかと思えます。どちらになるのか、また議論していただこうと思えます。

次に、第2条（定義）であります。第2号に自転車利用者の定義を追加いたしました。

「自転車を利用する者をいう」としております。

この括弧書きも含めてですが、旅行者等の市内で一時的に自転車を利用する者を含むということになります。旅行者等を除く場合は、自転車を利用する市民等という形になるかと思えますが、ここでは、一時的に自転車を利用する者を含む自転車利用者ということで定義を追加させていただきます。

また、市内に通勤または通学する者については、この自転車利用者に包含されることから、市民等の定義を削除させていただきました。

次に同条第4号の学校ですが、現行では、幼稚園児については対象外のため「幼稚園を除く」としてありますけれども、案として3つ示させていただきます。

現行のとおりにする、あるいは案2として、

幼稚園も教育機関であることから、幼稚園を含めるという形、それからもう1つ、年齢に着目した場合に、幼稚園を加えるのであれば、保育施設も含めなければいけないという考えで、案3のような定義が必要になってくるだろうというふうに思います。そういうことで、案を3つ示させていただきました。

次に、第3条の基本理念についてです。第1項ですけれども、これは前回議論があったように、2つに分けるべきではないかということで、第1項を自転車利用に係る利便性に特化した形に修正し、目的との関連性から、第2項に自転車が車両であることを明記したものであります。交通の危険を生じさせるおそれがあるというような表現で、自転車が車両であることを明記させていただきました。

第3項に、連携する者として、自転車利用者、保護者、自動車等の運転者の協力がないと交通安全が進まないだろうという議論があったということで、これを理念の中に加えさせていただきました。

次に、第4条から第7条の条項の見出しですが、「役割」から「責務」へ全て変更させていただきました。あわせて、「基本理念にのっとり」と「基本理念についての理解を深め」という2つの書き分けについて、「の

「のっとり」については自ら制定した基準、規範に従うという意味合い、それから「基本理念についての理解を深め」は、市が制定した基準、規範を理解して守ってもらいたいという意味合いということで、県の条例もそのようになっていますが、使い分けをさせていただきたいと。つまり今回の条例では市は「基本理念にのっとり」、その他のところでは「基本理念についての理解を深め」というふうにさせていただければどうかと思っております。それから、個別に行きますが、第4条の市の責務について、交通安全教育における条項の市の部分などをここに持ってきてはどうかという御意見もありましたが、第8条第1項や第11条第4項、第14条第1項等での市の責務規定は、それぞれの項目の中で市の具体的にすべきことについて記載していますので、第4条に集約する必要はないのではないかと。それぞれ章立てし、個別具体化した内容が記載されていますので、各条項で整理する、つまり現行のような形でも問題ないのではないかと文書法務課からの意見でした。それから、同条第2項について、第3条第3項に記載されている者の意見を反映させる形とするということで、自転車利用者等も加えた形で書かせていただいております。

それから、第5条（自転車利用者の責務）ですが、自転車の安全利用に関する条例であるため、自転車利用者の責務を明記いたしました。これは旅行者等も含まれてきますので、第6条（市民の責務）から「家庭及び地域における」を削除した形で、自転車利用者の責務を規定させていただきました。

あわせて、第6条で、これまでは「市民等」になっておりましたが、「市民の責務」とさせていただきます。

あと、第2章については持ち帰って検討いただくということでしたが、第11条でいろいろ議論があったところについては、3つの案を示させていただいて、論点を整理したいと思います。

第11条（乗車用ヘルメットの着用の促進等）については、案1に現行のとおりという案を示させていただきました。これは、ヘルメット着用等による転倒時などの被害を防止できることが期待できるため、反応速度が落ちつつある高齢者に対して、家族が助言をすることを努力義務と規定することは可能であると、条例としては問題ないという文書法務課からの回答でした。

案2としては、これも議論がありましたが、高齢者にヘルメットの着用をさせるのであれ

ば全員に着用させなければいけない、もしくは高齢者のヘルメット着用義務を規定しなければいけないのではないかとということで、高齢者のヘルメットの着用を規定した上で、家族の助言も努力義務規定とするという書き方が必要になってくるだろうということです。それから、案3については、この際、高齢者に関する事項を削除し、ヘルメット着用に関しては中学生以下の者に限定してはどうかということも書かせていただきました。この辺は後ほど議論いただければいいかと思います。その他で、「取組み」に送り仮名「み」が入っていましたが、名詞として使用する場合の表記として、漢字だけの「取組」に統一させていただいております。

なお、これも委員会で議論がありましたが、市外出身の未成年者の自転車利用者については、保護者が市外の者であることから、中学生以下の者のヘルメット着用や保険加入の義務化については、規定が及ばないものと今のところ考えられます。これについては議論があったので、一応改めて御説明をさせていただきました。

ちょっと分かりにくい説明もあったかと思いますが、それについての質問や意見はまたお聞きします。

本日は、先ほど申し上げましたように、第2章の各会派での検討結果と、ただいま説明しました変更点について、委員の皆様のお意見を伺いたいと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、御意見をお聞かせください。

横野委員

自民党会派では、まず第1条（目的）については案2ということで一応結論を出しました。第2条（定義）についても、幼稚園も教育機関であるから、幼稚園のみを含むという形で案2でどうかということで結論を出しております。

第3条（基本理念）については、今、委員長がおっしゃったとおりでいけばいいと。自民党会派としてはそういう方向で結論を出しております。

第4条から第7条の条項見出しや、基本理念にのっとりとか、あるいは理解を深めということは、こういう形の判断基準があるので、その形で、そのままいけばどうかということでもあります。

第4条（市の責務）、これも現在提案されている、現行どおりと。第5条（自転車利用者の責務）も同じく現行どおり、それから第6条（市民の責務）、これも現行どおりでいけ

かどうかと。

第11条の乗車用ヘルメットの着用の促進等については、案1の現行のとおりで大丈夫だろうということで、会派とすればそういう形の結論です。

委員長 第2章の検討結果も含め、そういうことですね。

横野委員 はい。

委員長 分かりました。
ほかには御意見はございますか。

東委員 社民党としては、今、横野委員から自民党案として言われたことと同じで、第1条の目的に関しては案2、「もって市民の交通の安全確保に資することを目的とする」というもので結構です。

第2条の定義は、案2の幼稚園のみを含むという形でいいのではないかというふうに考えます。

あと、案として出されたもので言うと、第11条は案1の現行のとおりで、政策の考え方によるという文書法務課の見解もあることから、社民党はこれでよしとしていいと思って

おります。

あと、文書法務課などに案文は見てもらっていると思うのですが、条例ということになるので、法的なものとして、法令として適切かどうか、内容として整合が取れているかどうかということ、文書法務課以外にも、弁護士などの法律の専門家に最終的に確認する必要があるのではないかと。これは私たちにはできない作業だと思うのですが、そこまでされることを要望いたします。

委員長 ほかの会派の方はいかがでしょうか。
誠政からコメントは何かありますか。

橋本委員 目的については、安全確保を目的にすべきなのかなというところで、案2ですね。
定義については、幼稚園、保育所の違いを考えて、案2でいいのかなと思います。
この選択肢の示されるところで言えば、第11条はそれぞれの考え方があるなと思いながらも、このまま現行どおりにしてもいいのではないかなという考え方です。

委員長 第2章全体では何か御意見はございますか。

橋本委員 第2章については特にはないです。

委員長 共産党の小西委員は、御意見はございますか。前回持ち帰りとなった第2章を含めてです。

小西委員 今、自民党さんや社民党さんの言われたとおりでお願いします。

委員長 村上委員のほうから何か御意見はありますか。

村上委員 まず、第1条の目的に自転車利用者は当然書くべきであります。

議員提出議案とするからには、私は案1の「安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする」ということが、柱だろうなというふうに思っています。

それから、自転車利用者の定義が必要かというのと、私は必要ではないと一自転車利用者という日本語をわざわざ定義づける必要はないと思います。

それから、第4号については、教育機関であるため幼稚園のみを含むということであれば一確かに学校教育法上は、幼稚園は教育機関で、最初の学校だと。しかしながら、保育所や認定こども園も、保育指針などに基づくとはいえ、教育をしているのです。かつては、指導要領と指針というものに大きく差があったけれども、今はほぼないわけです。幼稚園

だけが教育をされていて、保育所は教育をしていないということではないです。もしそのようなことを言ってしまうと、恐らく保育所などから「違いますよ」と言われるような気がしております。

したがって、幼児にも教育をするのであれば、当然案3にするべきだというふうに思います。それから、基本理念につきましては、連携する者として、これはこれでいい、修正したものでよろしいかと。

第4条から第7条の見出しについて、私は「責務」とすることにこだわっておりますが、全てを責務とするつもりはございません。自転車利用者、それから自動車等の運転者、市は当然責務だろうと思えますけれども、市民に責務まで課す必要はないし、あるいは事業者にも責務を課す必要はないと。書き方としては役割でいいというふうに思っています。

「のっとり」と「基本理念についての理解を深め」は、私が前回言ったように全て「のっとり」がいいと思っております。

それから、整理してほしいのは、旅行者というのは一時立ち寄り者です。旅行、観光が目当てで、ホテルに泊まって、一時的に自転車を利用する者と、それからサイクリングをしに来るといふ人もいるわけで、その点、どち

らをイメージしておられるのか。もしかしたら、皆さんの頭の中でごちゃごちゃになっているのではないかと考えています。

サイクリングされる方は県外から来ようと自転車利用者であるわけです。ですから、道路交通法及び自転車に関する法律はどうしても守ってもらわなければいけないと。しかしながら、地域で行われている交通安全教室に参加する必要はないし、義務もないです。これは一般的な旅行者も同じであります。ですから、そのあたりを整理しないといけないのかなと思います。

「市民等」をやめて「市民」と変えたのでしたね。そうすると、県外から来ている大学生は「市民」に入らないと。もし、住民基本台帳に載っている者を「市民」とすれば、富山市にいる同じ学生でも、まして地域に住んでいても「市民」でないとすると、住民基本台帳に載っている人と協力の仕方が違ってくるということになりますので、ちょっと問題があるのではないかなと一対象を「市民」だけにしてしまう場合ですね。

このことと、さっき言った旅行者のことを考えると、少し整理されたほうが良いというふうに思います。

これは非常に定義が難しいです。何をしたい

のかによって書きぶりが変わってくるということですから、何をしたいのかをまず決めないといけないかなというふうに思います。

委員長 ほかにはございますか。公明党はどうですか。

松井 桂将委員 私としては修正案の提案側にもなっていますので、問題ないと思っています。
幼稚園についても入れるという形での表現と、第4条から第7条について、「基本理念にのっとり」は使い分けでいいのではないかと思います。
第4条、第5条、第6条については、現行どおりでいいと思います。
第11条についても現行どおりです。

委員長 ほかは一第2章全体も大丈夫ですか。

松井 桂将委員 大丈夫です。

委員長 それで、今ほど村上委員から指摘がありました、定義づけによって、どの条文がどういうふうに効果を及ぼすのかについて、事務局から少し簡単に……。

村上委員 もう1つだけ、目的の「責務を明らかにし」

というところで、基本理念にも記載がある自動車等の運転者こそ責務だと私は思っております。自転車利用者、市、それから自動車等の運転者は責務だけれども、その他は役割でいいということで、この目的にも関わってきますから、その点も考えたほうがいいと思います。

役割と責務—つまり何をつくりたいのか、この条例そのものがどういうつくりになっているのかということを中心にちゃんと考えないと……。今ここで議論していることもそうですが、皆さんの中でイメージがまだできていないし、不確定です。市民等と市民との区別もついていないようですから、その辺をしっかりとやらないとちゃんとしたものがないというふうに思います。

委員長 事務局は答えられますか。先ほどの効果が及ぶ点、範囲について、説明いただけますか。

事務局長 まず、この条例の対象者をどこまでにするのか、いわゆる一時立ち寄り者だとか旅行者は対象にするのかしないのかということを確認いただきたいと思います。

あと、サイクリングに来られる方をどう考えるのかです。旅行者の部類に入るといふ

に考えればいいのかどうかは私にも分かりませんが、まずは旅行者や一時立ち寄り者一例えば、市外の中学生がたまたま富山市内の友達のところに自転車で遊びに来た場合の保険加入やヘルメットのことなどをこの条例で規定していくのか。それとも、そこはいいのではないかというふうに考えられるのかどうかです。そういったところも議論していただければと思います。

あと、市民の定義なのですが、例えばカラス被害防止条例—カラスに餌をやってはいけないというような条例があるのですが、その条例の「市民等」の中では、いわゆる市民や通勤、通学者も含め、さらに、滞在者及び一時通過者も含むというふうに定義してあります。

この自転車条例の中でも、市民等に滞在者や一時通過者も含めれば、条例の対象者ということになってくると思います。

まず、その辺りの人まで含めるのかどうかということをお協議していただければと思います。

委員長

今、修正案の中では、自転車利用者と市民という分け方になっています。自転車利用者といえますと、旅行者などの一時立ち寄り者

も含まれているというふうに解釈できると思います。

一方、修正前の「市民等」の場合ですと、これには一時立ち寄り者は含まれないというような解釈になってくるだろうと思われれます。なお、「市民」とした場合は、これはあくまでも住所を有する者が対象になってくると。基本的に、例えばこの条例の大きな柱の1つである保険加入に関してでありますけれども、目的あるいは基本理念の関係から、被害者救済ということを考えたときに、市内で自転車を使っている者でたまたま市民ではないという方が起こした事故に関して、自転車利用者というふうに定義すると、その方々も対象になってくる形になるのかなと。

そうすると、ある意味、救済するためには、富山市に立ち寄る場合は保険の加入をお願いしますという呼びかけを施策として行っていくという形になってくるのかなというふうに思われれます。

一方、市民等という修正前の形ですと、そういった旅行などでの一時立ち寄りの方については含まれてこないというふうに考えられれますので、そういう意味では、市外から来られた方が自転車事故を起こし、無保険だった場合に、市民を救済するというところまではい

けないのではないかということは想像できるかと思います。

一方で、法の安定性というようなことを考えたときに、住民票を有しない方々、一時立ち寄りの方々まで含めた条例で果たしていいのかと。市民を守ってあげたいというところがあっても、そこまで踏み込んで条例の対象に含められるのかどうかということも、私個人としては議論の1つのポイントなのかなと。

そういう意味では、今2つの論点をお話ししましたけれども、市民を救済するということを考えたときには、自転車利用者という形で定義づけたほうがいいのではないかというふうに私は思います。

皆さんからも御意見をいただきたいと思います。

小西委員

確かに、市外から来る人たちを一實際上、条例にそう書いたからといって、本当に守っていけるものかどうかという実効性の問題も1つあると思うのです。そういう面では、修正前のように、市民と市内に通勤、通学する者ということに限定したほうが、実効性などはあるのではないかなと、今、聞いてみて思いました。

橋本委員 今話をしているところと少しずれていったらごめんなさい。

まず、資料のその他のところで、市外出身の未成年者は云々、保護者は市外の者であることから、中学生以下の者のヘルメット着用や保険加入の義務化の規定が及ばないと書いてありますけれども、定義の中の保護者のところには、市内とは別に書いていないのです。そうすると、市外にいても保護者は保護者という考え方なので、今、どこをどう限定していくのかという議論であれば、まずここも整理していかなければならないのではないかなと思います。

委員長 基本的には市の条例ですので、特に書き込むということはしないかもしれませんが。富山市に住民票のある方のうち保護者と。

橋本委員 保護者というところでもですか。

委員長 そういうことですね。市外や県外の保護者にこの条例の効力を及ぼすことは難しいということが考えとして1つあると思います。

橋本委員 そうすると、文言の確認ですけれども、新旧対照表の3ページ、市の責務の中で、第4条

2項に……。

委員長 新旧対照表3ページの市の責務ですね。

橋本委員 市の責務の第4条第2項、「自転車利用者、市民、保護者」と、保護者を別に書いてあるのですけれども、保護者は市民ではないのかなと。
こういったあたりを一つ一つ整理して一別に、保護者と書かなくても、市民ではないのかなと思って……。

委員長 それについてお答えすると、未成年者へのヘルメット着用努力義務規定あるいは保険加入等のことについては、保護者自身の責務として規定していますので、ここには市民とは別に保護者という記載がやはり必要になってくると思います。

橋本委員 取りあえず、文言を整理していかなかったらやっぱり分からないかなと思って発言しました。すみません。

委員長 ほかに御意見はございますか。

〔発言する者なし〕

委員長

今ほどのことを整理しますと、修正案の中でお示しした自転車利用者という書きぶりですと、旅行者等も含まれてくるということになりますが、法の安定性といえますか、そういった方々まで条例の対象とすることができるのかという問題と、小西委員がおっしゃったように実効性の問題ということです。

イメージとして、そういった方々まで対象とすることが本当は望ましいのだろうけれども、そこまではちょっと難しいかな、手前でやめておこうかなというところの議論で一方向性としては、皆さんはあまり差異がないのかなというふうに思いますが、問題提起されている村上委員はどうですか。

村上委員

自転車利用者の責務として、交通安全に特化した、交通安全のことだけ書いてあれば問題ないということを私は言っているのです。

ほかの条例もそうですけれども、道路交通法にもう書いてあるようなことをたくさん並べて、自転車利用者の責務としていっているところもあります。ただ、そこはそれだけなのです。市の施策に協力しなさいというようなことは書いていないわけです。

だから、そういう仕方方で、自転車利用者の責務の第2項は要らないのではないかなと。

とにかく安全運転をしてくださいということが自転車利用者の責務ではないかという解釈をしていかないと、ごちゃごちゃになってしまうのではないですかということを行っているのです。

だから、サイクリストにしろ、旅行に来た一時自転車利用者にしろ、市の施策に協力しないといけないとか、市民のように家庭でどうこうということとは関係ないのではないですかということで、自転車利用者の責務を、この第5条を考えたらどうですかということを行っているのです。

そもそも、自転車利用者という者を皆さん想像していますか。保険加入の件で言えば、ホテルなどの事業者から自転車をレンタルする、借りる場合は、当然貸し出す事業者が保険に入っています。ところが、サイクリストは自分で自転車を持ってくるわけです。そうすると、保険加入はその人の責任になるということですね。そのあたりは、サイクリストも一時立ち寄り者なのでしょうが、全然イメージが違う、形態も違うということをおっしゃいますかということを行っています。

委員長

少なくとも私はイメージしていますが……。

横野委員

今、村上委員のおっしゃったことは重々理解して、自転車を利用してサイクリングをしている人は当然分かったことだと思っています。今言われるように念を押されても一自転車をよく使っている皆さんは、当然それを常識的に分かっているものという解釈を私はしています。

自転車利用者の責務について載せることについては、前回、村上委員が指摘したのではなかったですか。載せればいいのではないですかと言われたのではなかったですか。

(発言する者あり)

横野委員

自転車利用者も載せるべきではないか、自転車利用者の範囲が見えないからと言って、自転車利用者の責務を改めて入れたのです。前のときにそういう意見をおっしゃったような気がするのですけれども、私、勘違いしているかな。

(発言する者あり)

横野委員

責務のことを今言っても一第2項を載せた現行の案でつくって、結果的にそれで不合理なことは何かありますか。

村上委員 自転車利用者の責務を載せることは、私が言ったことです。前は市民の中に含まれていた
ので、自転車利用者の責務は当然必要ですと。
ただし、第5条の中に、市民ではない、要は
市外から来た人がしなければいけないことと、
富山市に住んでいる人の中の自転車利用者が
すべきことがあるから、第2項については
考慮が必要でしょうということを行っている
のです。

横野委員 要するに、第2項の必要性はないということ
を言っているのですか。

村上委員 市が実施する自転車の安全利用の促進に関す
る施策というものが何なのかということに関
わってくると思います。

松井 邦人委員 今の話ですけれど、基本的に自転車専用ライ
ンなどが引いてあるところ—富山市の施策だ
ったり県の施策を守らなくていいというふう
に判断されるぐらいであれば—こういうこと
が書いてあることで担保されていくのではない
ですか。
別にそれだからといって、入っているとおか
しいということでは全くないと思います。実
際、歩道に自転車のマークが書いてあります。

それを守らなくていいのか。別に、これが入っているから守る必要がないとか、入っていなかったら守らなければいけないとか、そういうことでも何でもないと思うので、これは入っていても何の問題もないと思います。

村上委員

矢羽根マークや富山市独自のルールというものは、旅行者、サイクリストも守らなければいけないことは当然であります。それだけではこの第2項は読み取れないから、私は心配しているのです。それは施策というよりもルールであって、どうも施策に協力するということではないというふうに読み取ったのですが、違いますか。矢羽根マークのことを言っているのであれば、施策ではなくてルールだと思います。

委員長

この条例の中で、市民ではない自転車利用者に対する施策としては、例えば市外に住所を有する人が通勤とかで富山に来られるときに保険に加入しましょうと、具体的にはそういうことが想定されます。

それから、保護者で市内に住所を持っていない人の話も先ほど出ましたが、そういった方で、未成年の学生さんなどが自転車を利用される場合は、保護者自身は義務規定の対象に

なりません、キャンペーンとしてといたしますか、施策として富山市はこんなことをやっていますよと、ぜひ協力してくださいというような関係はできると思います。

村上委員　　今、委員長がおっしゃったようなことは、旅行者には関係ないのではないかとっています。

委員長　　お答えすると、例えばサイクリストが富山に来ます。富山市は保険加入を義務化している市だということのキャンペーンとか、そういうまちだということ発信していくことは施策としてあってもいいのかなと。
ただ、先ほど小西委員がおっしゃったように、条例化するに当たり、実効性の問題として、そこまで実効性がないのではないかと御意見もありました。
繰り返しになりますが、市民の救済、自転車による事故の救済ということを考えていくと、そういった旅行者の方に、富山市に立ち寄る場合は保険に加入しておいてくださいということは基本的スタンスだと思うのですが、条例の実効性をそこまで保つのは難しいということであれば、自転車利用者ではなくて、旧の案でありました市民等、つまりその地域で

自転車を利用する者というふうな表現、書きぶりに変えていく必要はあると思います。

ですから、第5条第2項は、そういった意味で、緩い努力義務規定で一もう1回繰り返しになりますけれども、市民ではない方が自転車で通勤、通学される場合に、保険加入の義務化等の施策に協力してくださいということです。

村上委員 保険については、第12条に自転車利用者と明確に書いてあるので、一時立ち寄り者であろうがサイクリストであろうが、ここで担保されているのではないですか。そのことを第5条第2項で書く必要はないと思います。

委員長 そこまで書く必要がないというのが村上委員の意見ですね。

村上委員 そうです。今、委員長は賠償責任保険の加入を第5条に含みたいということでしたが、第12条にも自転車利用者ということが書いてあるので、何も第5条に書く必要はないと。むしろ、国で可決するかもしれない自転車の安全利用の促進に関する施策というものは、第5条では不要だと私は思います。

委員長 ほかに御意見はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 この第5条第2項については、先ほど小西委員からも御意見がありましたので、議論の余地が少し—それについて議論をまた続けさせていたただきたいと思います。
村上委員、方向性としてはよろしゅうございますか。

村上委員 ここは他の条例を見れば、非常に微妙なことだということが分かると思うのです。
自転車利用者というものを定義していないところもあたり—ほとんどの自治体が自転車利用者の責務を定義しているのです。
市の責務、市民等の責務、事業者の責務、関係団体の責務と、責務がずっと並んでいていの中で、「あれ、自転車利用者の責務がない」と思ったら、別の条で、市民等のうち自転車を利用する者と改めて規定している市もあるわけです。
ですから、この自転車利用者の責務は当然定義しなければいけないですが、何回も言いますけれども、当然その意味合いとすれば、自転車の利用そのもの、道路交通法及びその他

の関係法令を守るという運転そのものについての規定というふうになっていますので、この第2項はちょっと違うなど。まして、委員長がおっしゃった理由であるとするれば、第12条に書いてあるので、そちらで十分足りているというふうに思います。

横野委員

条例の言い方と言い回しによって、これが結果的に生きるか生きないかということだと私は思います。実施する施策などについて、富山市はこういうふうに行っていますということをも明記するのがいいのかどうかという問題だと思うのですが、別に項目があるから必要がないということではなくて、富山市の条例ではこういったポイントがありますということをも明らかにしてくれるのではないかと思います。

村上委員

そこで、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策の中心になるのが、新しくつくる、次期自転車利用環境整備計画です。それを見ないで、施策が何かということをお我々は今議論していて、委員長が賠償保険のことなどをお話しになるわけです。これとの連携なくして条例はつukれないと私は思います。前にも言いましたけれども、新たな自転車利

用環境整備計画を市が今つくっているわけですから、それを見ずして、この条例だけをつくりましょうというのは、私は一明確に言います、反対です。こんなものはおかしい。皆さんの議論を聞いていても、積極的につくろうというふうには……。そうでない方もいらっしゃるような気がどうもしますから、本当にこれをつくる気なのかと、私は改めて問いたいです。

委員長がどうですかと何度もおっしゃっても、なかなか積極的な答えが見えないような気がしております。皆さん、条例をつくる気は本当にあるのですか。

横野委員

ヘルメットと保険の問題を中心に考えて、結果的に条例ということについて取り組んでいるわけです。逆に、例えば今、市が作成している整備計画の中で、別に束縛があるわけでも何でもないわけですよ。その話よりも—そのことについては私は全くもって触れるつもりはありません。

今、条例として進めていくのは、そういった保険とかヘルメットのことについてだと思っているのに、話がだんだんと、余計に複雑化していっているような気がするのです。

条例というのはどういうことなのかというこ

とを一村上委員は、確かにすばらしいくらい頭がいいから分かるかもしれませんが、そうであれば、最初からこれには反対だと言ってもらえばよかったです。何で、今までこんな長い話をしてきて……。そういうことを今言われても、私はちょっと理解できません。

村上委員

第2条の定義のところ、教育機関であるから幼稚園を含むとか、一方で私は、幼児は全部含むべきだというお話をしております。それには、富山市はどういうふうな施策をしようとしているのかということが大事なのです。我々がここで条例を決めたとしても、今つくろうとしているこの計画の中に幼児が含まれているのかどうなのかということは、非常に重要な問題だというふうに思っています。そういうことがしっかりとこの委員会で当然に話し合われていて、条例ができるものだというふうに思っています。

私は、市との関係性なくして条例がつくられようとしていることに反対だと言っているのであって、議論がしっかりと成熟すれば、つくるべきかどうかということは、その上で判断すべきだというふうに思いますが、こういうものがないので、非常に難しい。材料がない中での話だなというふうに私は思っていま

す。

委員長 ほかに御意見はありませんか。

村上委員 委員長、第2条はどうするのですか。
今、どこの話をしていますか。

委員長 今は第5条の話です。村上委員が第5条の話をされたので、その話をしていたのです。
自転車の利用に関する条例になってくるので、当然のことながら、自転車利用者という形の規定をあえて入れる必要があるのかどうかという部分もありますが、ここは必要があるだろうと。自転車の利用に関する条例としてはこのほうがいいのではないかという判断をしました。

村上委員 定義は必要一責務は書くべきです。だけれども、定義する必要はないだろうと言っているのです。定義と言わなかったですか。

委員長 定義一分かりますよ。分かるけれども、主たる対象としては自転車利用者なので、あえてここは定義づけをしたほうがいいのではないかということで、定義のところ書き換えたということです。

言ってみれば、市民も住民票を有する者と書くか書かないかというような一要らないのではないかとか、それは分かっているからということもありますが、どこまでどう書くのか。条例全体の書きぶりとしては必要になってくるのではないかなということです。

ある意味、村上委員がおっしゃった、定義を規定するかどうかということよりも、条例全体としては第5条第2項のほうが大事な話だというふうに私は思うのです。定義のところは、これは明らかだから要らないのではないかといっても、これは議論でどうにでもなる話ですが、第5条第2項などは、小西委員の御意見もありましたように、基本的な骨格をなすものですから、そこはしっかりと議論したほうが良いと思います。

さらに言うと、昨年度の厚生委員会で市民生活部と意見交換をしておりますが、自転車利用環境整備計画の中に、例えば、4つの柱の中で安全などということはある程度書き込まれますけれども、ヘルメットの着用とか保険加入を義務化するという細かいところまでは、書きぶりとしてなかなか難しいのではないかという話もありました。

むしろ、保険加入の義務化ということになれば、まさしく条例でないといけない話です。

自転車利用環境整備計画は政策の柱としてありますが、条例化しないと施策は進まないだろうと思われることに特化して今回議論が進んできていると思います。

ですから、条例の中身として、車両点検のことなど、いろいろなことを論じていましたが、基本的には保険加入の義務化と中学生以下の者へのヘルメット着用努力義務の2つがこの条例の中の柱になっておりますので、その目的が達成される条例になっているのかどうかということを議論すればいいのではないかというふうに思います。

その上で、一定の方向性を定め、市民生活部ともう1回意見交換を一前回は自転車利用環境整備計画の中身だけの話でした。先ほど言った定義の細かいところは別として、この条例全体の方向性として果たして妥当なものなのか、市が今出している施策等に合致しているものなのかということで意見を聞く機会が必要ではないか、そろそろ聞く必要があるのではないかというふうに思っているところであります。

村上委員

富山県警察本部の参考人、それから市民生活部に、不足している法令や条文はあるか私は聞きました。ないとお二方ともおっしゃった

のです。しかしながら、委員長は、その政策と一致するものであれば条例をつくりたいということによろしいですか。

委員長 一致するという意味がちょっと……。

村上委員 つまり、ずれない、外れないと。その政策と整合性があるものについては条例として定めたいというふうにおっしゃったと取っていいのでしょうか。

委員長 方向性として大きく外れていなければ、制定していきたいという考えです。

あと、議員提案の条例というものは一例えば当局が提案する条例というものは、法の安定性などに相当配慮していかなければいけないと。一方で、法の安定性には解釈の幅がかなりあります。

法の安定性を気にするあまり、一般的になかなか踏み込めないというところを議員提案で条例化するというようなことなのだろうと。議員提案で行う意味合いの1つとしてはそういうことがあるのかなと思っています。

現時点では、様々な理由があって、県の条例では保険加入の義務化までは踏み込んでいませんけれども、それについてはやはり議会と

して必要があるということであれば、議員提案として進める理由はあるのかなと。

村上委員

ということは、市当局が必要としなくても、議会が必要だという結論になれば、つくると。法の安定性などのハードルが違うということで、つくるという気持ちということですか。

委員長

方向性が大きく外れなければ、それはそういうふうにしていきたいというふうには思っています。

これが市の目指す方向と全く違う、真逆の条例だということではありませんし、例えば国にしても標準条例案を示している—これは都道府県に対してですけれども—ということを考えて、大きく外れるものではないだろうという認識であります。

村上委員

ちょっと話がずれてきますが、大事なところなので申し上げますと、市の施策とずれないからつくるのだということであれば、地場産農産品を使いましょうという条例もできるわけなのです。日本酒で乾杯条例をつくりましょうと言ってもできるわけです。

その程度でいいのかということですが。法の欠缺があって、この条例はどうしても必要だと

ということで初めて条例をつくるべきであって、市の施策とすれないからつくってもいいということにはならないのです。それは1つの要件ではあるけれども……。

本当にこの条例が、これがないから市の施策を実行できないなどということが非常に重要なボーダーラインだというふうに思っているので、そのあたりも含めて考えるべきだというふうに私は思います。

では、最初から反対していればいいのではないかという意見がございましたが、私はずっと消極的でありました。しかしながら、議論の行く末を見ながら、理由があれば当然つくるべきだという姿勢でありますから、この議論の流れを見ながら、反対になったとしても、それは全然構わない話であります。

熟議によって意見が変容するということがなければ、議論の意味がないです。最初から賛成、反対ということで決めるのであれば、それは数を数えるだけであって、議会は全く意味をなしません。賛成が反対になろうと、反対が賛成になろうと、それは全く構わないことだというふうに思います。それが議会です。

委員長

ほかに御意見はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長

今、村上委員から、条例化についていろいろな御意見がありました。

ただ、本委員会のある程度の方向性としては、ほかの会派の皆さんからは、条例案としては大体こういう方向性でいいのではないかというような御意見がほとんどだったかと思えます。

村上委員からお話がありましたけれども、この際当局との一今、自転車利用環境整備計画のことを具体的におっしゃいましたけれども、整備計画も含めてもう少し広く、自転車の施策と我々が検討している条例との、ある種の突き合わせといたしますか、当局の意見を聞くこともそろそろ必要になってくるのかなというふうに思います。

今日頂いた意見を少し整理して、中間案というような形で当局と意見交換をさせていただくことを私のほうから提案させていただきたいと思いますが、方向性としていかがでしょうか。

村上委員

それにしても、幾つかのところで意見がまとまっていないわけです。

例えばさっきも言いましたように、第2条の

中で幼稚園について含めるか含めないか。私は保育所まで含めるべきだと思うわけですが、教育機関であるために幼稚園のみ含めるということは、さっき言いましたように現状に合っていないわけです。その点はどのように考えられますか。

委員長

私としては一保育所あるいは認定こども園等でも確かに教育は行っています。幼保一元化の流れで保育士と幼稚園教諭の両方の免許を取った先生たちも配置されています。先ほど言われた保育指針等との関係も承知をしていますけれども、基本的には、保育所、認定こども園等は家庭の保育を支援し、共同で子育てに当たる一つの機関だというふうな認識であります。

例えばこの条例で言うと、学校の長と同じように、保育所あるいは認定こども園の長にこういった交通安全教育を担わせるのではなくて、あくまで主体は家庭で、一体となって保育を行うと。そういう意味では、サポート的にそういった教育をしていただければいいのかなと。

参考人として小島会長をお呼びしたときも、いろいろと義務化したら各園ではなかなか対応が難しいのではということもおっしゃって

おられました。

個々の園でやっていらっしゃるところもありますが、あくまでも家庭、保護者のほうに、そういったものを負わせていくほうが適切なのではないかなということです。年齢ではなくということですね。

村上委員 そうすると、なぜ保育園ではできなくて、幼稚園ではできるのですか。

委員長 禅問答のようになりますか。

村上委員 保育士さんはできないけれども、幼稚園の先生はできると。

委員長 できる、できないの能力の問題で保育園がどうと言っているわけではなくて、子育てを支援する機関ということに着目して保育所あるいは認定こども園の機能、役割というものを考えたときに、むしろ保護者が中心となって、子育てサポートの一環として、自転車の安全、交通安全全体に取り組んでいくほうがふさわしいのではないかという認識です。

ですから、幼稚園教育とか保育士さんの能力に着目したものではないです。その機能に着目したもの、個々の機能に着目したものではありません。

ないということです。

村上委員　そこは学校教育課長とは意見が違うということになりますね。前回、保育所が入っていないのはどう思いますかと言ったら、入っているほうがいいと思いますとたしか言われなかったですか。

委員長　幼稚園は含まれても問題がないということですね。

村上委員　幼稚園は入れると言われたのでしたか。

委員長　はい。

横野委員　条例を検討するという事でこの委員会が立ち上がったのです。そして、条例案に基づいていろいろと意見交換してきたわけですが、村上委員は全てでこれは駄目、あれは駄目と言われるので、そうしたら、条例をつくる必要性がないということを村上委員は主張したいのですか。

村上委員　これは討論してもいいのですか。

委員長　討論する場ではなくて意見交換の場です。

村上委員

そもそも、この条例については、私が議長のと看につくったらどうかということを見民党に投げかけたわけです。それで、私が議長を辞めてから御提案がありました。この間に、県のほうで自転車活用推進条例ができました。これをもって、市で条例をつくるという意義はほぼなくなったというふうに私は思っておりますが、自民党のほうから、高田政調会長が各会派へ条例案を持って回られて、いきなりパブリックコメントしたいというお話だったというふうに思っています。非常に唐突でありましたし、条文の不備もたくさんありました。

その条文を直すために、松井 邦人委員とも随分話をしました。ところが、どうも私の思いとは違う方向へ走っていているというふうに私は感じ始めておりました。

あくまでも自民党案、その次には厚生委員会案というものを中心として進めるというふうに皆さんでお決めになったわけです。私はまず柱からということを見何回も申し上げております。何をやりたいのかということが定まっていなければ、条例案をあっちこっち触りながらつくっても、全く、それこそ腰が座っていないことになっていくと。まさに今がそうではないですか。条例の一つ一つを見私がつつ

いているように見えるけれども、それは厚生委員会案を基にするからこうなるのですよ。何をやりたいのかがはっきりしてないからです。

(発言する者あり)

村上委員

そのところをしっかりと一私に意見を求めたから、私はしゃべっているのですーしないから、柱がないから、ここがおかしい、それがおかしいという話をしなければいけないわけですよ。

今、全てにおいてそうではないですか。旅行者、一時立ち寄り者の話もしなければいけないし、定義も触らなければいけないということになっているわけで、本当に何をしたいのかということを決めないからこうなっているということも私は指摘しておきたいと思います。

まして、富山県警察本部も市当局も、さっき言ったように要らないと言っているものをつくるとすれば、相当な必要性というものを我々は考えないといけません。これは市との関係において、市が実際に条例を運用していくに当たって必ず問題が出てくるというふうに思います。

私の態度を気に入らないと思っておられるかもしれませんが、私は正論だというふうに思っています。

横野委員

今、村上委員のおっしゃったことについては、ある程度理解はしますが、自転車安全利用促進特別委員会がつくられて、案を手直しするという進め方を現在していますよね。

結果的に、市民生活部が出そうとしている自転車の計画はあるのですが、私もしっかり言って、特別委員会として市民生活部を呼んで聞けばいいのではないかと考えていたけれども、厚生委員会が優先だと言われるから、余計なことは言わないと思ってきたのです。そのあたりの市民生活部との話合いというようなことは一昨年度の厚生委員会での意見交換には私は一切出ていませんが、そのときに市民生活部が中心に入っていたと聞いていますので、当然そのことは理解されているものという思いで、この条例をつくるということを前提に、私は委員として進めていたわけです。だから、その筋道は、私は間違っていないと思っていますのです。やめる、やめないとか、あるいはこの条例は納得がいかないなどと言われ出すと、今までの議論は何だったのかという話なのです。

今、骨子が見えないと言われました。申し訳ないですが、この自転車の条例をつくって、結果的にヘルメットと保険加入の問題をある程度クリアできればいいという理解を私はしていただけなのです。どうもそれだけでは浅はかだということが、村上委員の言い分だと私は理解したのですけれども、今の条文の中である程度クリアできるのではないかと、これで条例としてうまくいくのではないかとというふうに思っていたのです。

私、間違っていますか。皆さんの意見はどうですか。

金谷委員

私はこの特別委員会から議論に参加しています。村上委員のおっしゃることも分かりますけれども、今この委員会の中で、目的は十分明確になっていると思いますし、柱も十分明確になっていると思います。私の認識が違っていたらあれですけれども、もって市民の交通の安全確保に資することが目的だと。おっしゃるとおりだと思いますし、保険加入義務化とヘルメット着用と交通安全教育を柱にして、それぞれの役割を明確にし、進めていこうと。

柱がずれていなくて、やりたいことは結構明確なのではないかと。私は昨年度の厚生委員

会の委員ではなかったのですけれども、今この委員会の委員になって、これで進んでいる、何も問題ないと思っているのですが、どうなのでしょう。

委員長

どうなのでしょうかと私に聞かれたのですか。繰り返し私が申し上げているとおり、保険加入の義務化、それから中学生以下の者へのヘルメット着用努力義務化というものは、厚生委員会のときから、柱の1つだというふうにずっと認識をして、議論に参加しておりました。

村上委員がおっしゃるように、県のほうで条例をつくられましたが、保険加入が努力義務規定であったと。その後県議会でも議論があったようではありますが、義務化しないということですので、やはりこの際、市のほうでは条例化して、保険加入の義務化については何ともしなければいけないのではないかという認識であります。

あと、繰り返しになりますが、厚生委員会での案から、自転車の整備ですとか相当いろいろな部分をそぎ落として、議論の柱としては、保険加入の部分とヘルメット着用の部分になっているのではないかというふうに理解しているところであります。

金谷委員

私も今委員長がおっしゃったとおりだと、だから、ほかでは書き切れないこともここで絞って書いているのだと思っています。

市民生活部がつくる整備計画は自転車全体を網羅しているもので、その中で書き切れないことや県のところでは網羅し切れないことで、方向性はずれていないけれども、これはそれだけの役割だというふうに認識しています。だから、目的も非常にシンプルになって明確になっているし、対象者も今十分明確になったし、定義も理解できると。役割なども大変シンプルに、明確になったと私は思っているのです。

そこに、こっちも入れる、こっちも入れると言うから、話がだんだんややこしくなっていくので、この委員会から参加している私の見解からすると、今、委員長がおっしゃった保険加入やヘルメットのこと、交通安全教育、それらの柱は全く分かりやすくなっていると思います。意見です。

村上委員

今おっしゃったのは一ヘルメットをかぶりましょうだとか、交通安全に気をつけましょう、教育をしっかりしましょうというのは、柱というか、それは世間、どこでも通用する話です。それを条例に落とし込むときに、しっか

りとしたものがないので、今みたいにここまで議論が続いているわけですよ。

では、ヘルメットをかぶるというところで一厚生委員会での議論で、アドバイスというか、ヒントを私から出したかどうか分かりませんが、ヘルメットを着用するという努力義務を市民全員に課す覚悟があるのかないのか、その範囲を定めることは柱なのかと。ヘルメットをかぶりましょうということは、誰でも言える話ではないですか。どこまでの範囲にするのかということが明確でなくて、どうして我々は市民に努力義務というものを課せるのですか。どういう理由で課すのですか。どう説明するのですか。なぜ、市民全体にヘルメットの着用努力義務を課さないで、この条例をつくらうとするのかということをお答えしてほしいと思います。

ヘルメットをかぶることが安全に資することだとすれば一私は言ったことがあるのですが、委員の皆さんがヘルメットをかぶって自転車に乗るのですか。もうヘルメットを買いましたか。私は自転車に乗らないから大丈夫だ、そんな覚悟でいいのですか。

(発言する者あり)

委員長

厚生委員会からの議論の中で、ヘルメット着用については全市民を対象とするというところがスタートとしてあったと思います。それが理想的な社会だと。ただ一方で、利便性を阻害するおそれがあるというところで、なかなか自分で安全を守れない子どもたちには、せめて努力義務規定でというようなところで落ち着いてきたと私は認識をしています。なので、覚悟ということをおっしゃいましたが、覚悟で条例をつくるものではないと。その議論の中で、そうやって集約していったのです。自転車の利用の促進との兼ね合いで、それをすると利用促進を妨げる、ただ、子どものうちからそういった習慣づけをしていくことで、将来、市民がヘルメットをかぶって自転車に乗ってくれるような社会をつくるということなのだろうと私は思っています。

村上委員

その前に、委員の不規則発言、それから私に対する発言の取消しを該当の委員にさせてください。議事録から削除してください。

委員長

指名した上での発言ではないので、議事録には載らないかと。
議事録に残る発言ではないので、訂正や取消しの必要はないというわけです。

議事調査課長 委員長の許可を得て発言したものではありません。

村上委員 そうであれば、今後、不規則発言をしないように注意をしてください。

委員長 松井 邦人委員に申し上げます。不規則発言は慎んでください。

松井 邦人委員 分かりました。

委員長 ここまでの議論の中で、村上委員と他の委員との意見の違いとしては、学校の中に幼稚園を含める含めないというよりも、保育所なども含めていったほうがいいのではないかということだと理解しております。それはよろしいですか。

村上委員 それこそ富山市に幼稚園、保育所は多くありますから一幼稚園は私立が多いわけでありますけれども、保育所については富山市立が多数あるので、富山市がどのように考えているのかということ一先ほどから何回も申し上げているように、自転車利用環境整備計画を遵守するということで、どのように位置づけしているのかと。

交通安全教育指針とか、法にも定められておりますので、幼稚園、保育所の幼児であっても教育はできるわけであります。

また、年齢に応じた教育というものを一委員長もデンマークへ視察に行って聞いてきたはずです—幼児から教育をしているということもありますから、それを含めるということですから。もちろん含めていない自治体もありますけれども、含めるという方向が富山市として必要なかどうかということで、それこそ市当局と協議をしながらつくるべきだというふうに思っています。

委員長

そのほか、第4条から第7条の条項見出しにある責務—「理念にのっとり」あるいは「理解を深め」ということについては、柱といえは柱でもありますけれども、用語の使い方は文書法務課とも今後詰めることとします。役割と責務の使い分けを村上委員のほうから提案されておりましたけれども、方向性としては、それほど大きい違いはない。むしろ保育所の部分については大きく違うなと思うのですけれども、それについてはいかがですか。

村上委員

責務と役割については、先ほどから言っているとおり、言葉の重さは違うと思っています。

自転車利用者、市、それから自動車等の運転者は責務だろうというふうに思っています。その他は役割でいいのかなというふうに思います。

どちらかという、責務というものを市、自転車利用者、自動車等の運転者に課すということが明確であればそれでいいと思います。

委員長 それから、第2章の具体的な部分では、大きな違いはなかったのかなというふうに思いますが、皆さんいかがですか。

こちらから複数案提案させていただいたものとしては、議論のあった高齢者のヘルメット着用についてでありますけれども、ここについては概ねほとんどの方は同じ意見かなと思いますが、確認をさせてください。

村上委員 第2章の、高齢者のヘルメット……。

委員長 乗車用ヘルメットの着用促進等です。

村上委員 資料では問題ないと書いてありますけれども、先ほどから申し上げているとおり、みんなにはかぶる努力義務がないのに高齢者だけに特化して助言をするというのは、家庭では非常にやりにくいなと。いきなり助言というのは

必要ないというふうに思います。

富山市において、65歳以上の方あるいは高齢者がヘルメットをかぶっていただければ助かったという事故はどれくらいあるのですか。つまり、そこが利便性との兼ね合いになるわけです。事故がほとんどないのに、かぶるということを果たして助言していいものなのかどうかということです。この点については、それこそデータはあるのですか。

委員長

手元にはそういったデータはありません。むしろ、高齢者に対する啓発的な条文かと思っています。

啓発的な条文については、市の施策等の絡みの中で、既にそれをもう十分やっているということであれば、省くことはあってもいいのかなと思いますけれども……。

ここでは「ヘルメット着用等により」というふうに書いてありますので、ほかの手段、交通安全に資する手段、器具の装着なども想定されるのかなと思います。

村上委員

ヘルメット以外の、例えばプロテクターを肘や膝につけるというのはヘルメット以上に抵抗があると思うのですが、そのようなことをおっしゃっているのですか。

委員長 例えば、これは反射材のところでは議論があったように、そういったものをつけるといったことも含めての助言だというふうに理解しています。

村上委員 高齢者に対するヘルメット着用規定なり、着用の助言というのは、私は賛成できません。

委員長 今、意見の大きな相違点としては、いわゆる未就学児に対する交通安全教育の部分、それから高齢者のヘルメット着用等の助言に関するところが大きな意見の隔たりとしてあったかと思いますが、その他については、概ね相違がないのではないかと思います。

今ほど村上委員から御指摘があった、保育指針や交通安全指針の中でどういうふうに位置づけされているのか、あるいは条例全体のことについて、ある程度議論が煮詰まってきたところでもありますので、もう一度、市民生活部と自転車利用環境整備計画一繰り返しになります。市が掲げる自転車の交通安全施策全般との整合性等も見ていく必要があることから、本日一致していない点も含めた両論併記という形になりますけれども、次回の委員会で市民生活部の意見をお聞きしたいなと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしということですので、日程調整をさせていただいた上で、次回の本委員会において市民生活部との意見交換を行いたいと思います。

日程調整については、また議会事務局のほうから委員の皆さんのほうに個々にお伺いして調整させていただきたいと思います。その上で、次回の開催日程については正・副委員長で協議の上、御案内をさせていただきたいと思います。

これをもって、本日の自転車安全利用促進特別委員会を閉会させていただきます。

令和2年10月19日
自転車安全利用促進特別委員会記録署名

委員長 鋪田博紀

署名委員 高田真里

署名委員 橋本雅雄